

松江市農業委員会だより

あさつゆ

第44号

(編集・発行) 松江市農業委員会 〒690-8540 松江市末次町86番地 ☎55-5528 令和5年2月発行

東出雲町・揖屋干拓で新規就農し、
3年目になる藤井秀樹さん
(詳しくは2ページ)



主な記事

- 新規就農者の紹介 (P.2)
- 地域計画について (P.3)
- 各種制度などのお知らせ (P.4,5)
- 農地の賃借料情報 (P.6)
- 農業者年金について (P.7) など



藤井さんは、農業を始める前は鳥取で営業の仕事をしていましたが、ストレスを感じる事が多く、一人で仕事がしてみたいと思うようになり、そこから実家が農業をしていること、もともと興味もあったことから農業を始めることにしたそうです。就農をするにあたって、まず初めにふるさとしまね定住財団の「Uイターンしまね産業体験事業」の支援を受ける



ことに決め、トマトやキャベツ農家の下で約2年間研修や産業体験を行いました。その中で、松江市の農政課とも相談を重ね、就農時期、栽培作物を決め、徐々に就農を形作っていったそうです。現在は、中海干拓で5品種のキャベツ、かぼちゃ（ブラックのジョー）を藤井さん一人で栽培

しており、年間を通して出荷ができるようにしているそうです。また、藤井さんは、お客様に安心しておいしい野菜を提供できるように「美味しまね認証」も取得されています。

就農して令和4年度に3年目になるが、その中でも大変な苦労があったそうです。藤井さんが就農された時期からキャベツの価格が下がり、1年目は、植えつけ方、育て方に工夫をするが、思うように作物が育たず、2年目は、水害に見舞われるなど就農して2年間は本人の納得のいく年とはならなかったそうです。しかし、3年目の今回は順調な滑り出しだそうです。

藤井さんの当面の目標は、単収を上げ、安定して収益を得られるようにすることだそうです。今日もその目標に向けて日々農業に熱を

注いでいます。また、現在順調に作付面積を拡大しており、今後一人でやっていくには難しくなってきました。その為、今後は人を雇うことも視野に入れながら農業に取り組んでいくそうです。
*藤井さんは、農業の合間を縫って、鷹日神社（東津田町）の権禰宜としても活動しており、佐太神社など秋のお祭りがある際は、一年の中でも特に慌しくなるそうです。



地域計画について

～ 人・農地プランから地域計画へ ～



これまで、地域での話し合いにより、「今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望」などを明確にする人・農地プランを策定してまいりました。

令和4年5月に人・農地プランを法定化する改正法が成立したことから、令和5年4月から、人・農地プランは地域計画へと変わります。

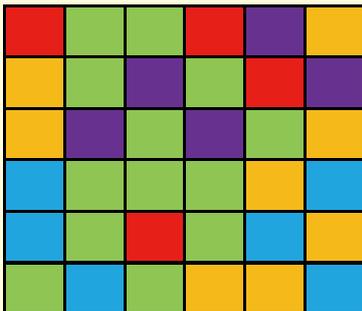
地域計画は、高齢化や担い手不足が心配される中、10年後に、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話合いに基づきまとめる計画です。

これまで、地域の努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、地域で話し合いをしませんか。

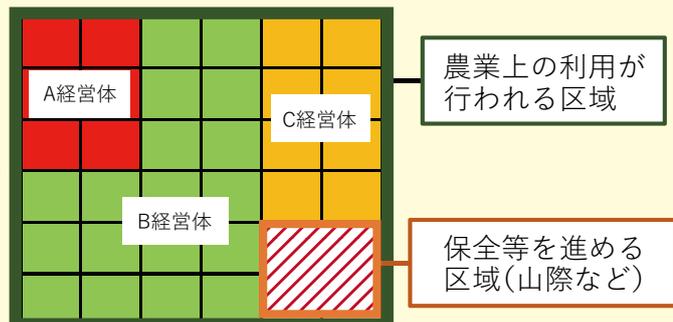
地域で話し合う内容

1. 地域における農業の将来の在り方
2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域
3. その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
 - (1) 農用地の集積、集約化の方針
 - (2) 農地中間管理機構の活用方針
 - (3) 基盤整備事業への取組方針
 - (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
 - (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
 - (6) その他（鳥獣被害防止対策、有機農業、スマート農業、保全・管理等）

<現況地図> (現在)



<目標地図> (10年後)



目標地図に
位置付けられた
者への支援
(国の補助事業)

- 農地利用効率化等支援交付金
農業用機械や施設等の導入を支援します。
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業
集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。
- 経営継承・発展等支援事業
後継者が経営を継承し発展させる取組を支援します。

農地を転用する場合は、 農業委員会の許可が必要です!!



◎農地転用とは、農地を住宅、店舗、事務所、駐車場、資材置場などの用途に変更することです。農地転用をするには、農業委員会への許可申請または届出の手続きが必要です。

(農地転用を行う農地が、農業振興地域内の農用地区域内にある場合は、農地転用許可申請を行う前に、農用地区域から除外する(農振除外)手続きが必要になります。)

◎農地を一時的に資材置場、駐車場、仮設事務所などにする場合も許可が必要です。これらの許可を受けずに農地転用をすると、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの命令がされる場合があります。また、3年以下の懲役や300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金といった罰則が適用される場合もあります。

※田を埋め立てて畑に転換する場合も手続きが必要です。

※市街化区域内の農地転用は届出が必要です。

お問い合わせ先 松江市農業委員会事務局 ☎55-5528

令和5年度 松江市農山漁村地域活性化事業の募集について

松江市では、都市と農村の交流を推進する取り組みや、農山漁村における定住を図る取り組み等を総合的に支援することを目的として、本補助金を交付します。

〈注意〉令和5年度予算要求を基に作成したものですので、予算編成の過程で変更となることがあります。

1. 助成対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施される事業
2. 募集期間 随時(ただし、予算がなくなり次第終了となります。)
3. 補助対象事業
 - ・新たに農業・漁業をはじめの方への家賃の支援
 - ・集落営農組織等が取り組む農業以外の事業に対する支援
 - ・女性グループが農山漁村地域の活性化に関する活動の支援
 - ・都市農村交流に関する活動の支援
 - ・地域資源を活用した、新たな特産品開発に対する支援



支援の一例	●新たに農業・漁業をはじめのため住居を賃借したい。	1万円/月(1年間を限度)
	●集落営農組織で、買い物支援、配食サービスを行いたい。	2万円/月
	●農林水産物の消費拡大を目的とした料理教室を開催したい。	2/3(補助上限20万円)
	●子供たちに農業体験をさせるなど、食育に関する取り組みをしたい。	1/2(補助上限20万円)
	●地元で採れた野菜や果物を使って、特産品を開発したい。	1/2(補助上限100万円)

令和5年度 松江市スマート農業導入支援事業費補助金の募集について

松江市では、スマート農業の導入に必要な費用を補助することにより、農業の省力化、精密化及び高品質化による農業生産性の向上を図り、農業の担い手を確保することを目的とし、本補助金を交付します。

〈注意〉令和5年度予算要求を基に作成したものですので、予算編成の過程で変更となることがあります。

1. 助成対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施される事業
2. 募集期間 随時(ただし、予算がなくなり次第終了となります。)
3. 補助対象事業 スマート農業に関する機械を導入するための支援

支援の一例	●ドローンや遠隔監視システムを導入したい。	1/2(補助上限50万円)
-------	-----------------------	---------------

補助要件がありますので、詳しくは、農政課農業企画係(☎55-5225)まで、お問い合わせください。

令和5年10月1日から

「消費税のインボイス制度が開始されます」

1 インボイス制度の概要**(1) 導入の経緯等**

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されるものです。

(2) 消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、納税をするのは、各取引段階において、消費者に物の販売や、サービスの提供を行った事業者となります。納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。

2 インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等**(1) インボイス発行事業者となるかどうかの判断**

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であり、売上先がインボイスを必要とするか、申告に係る事務負担はどの程度発生するか等について検討する必要があります。

(2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限ります。）は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります（e-Tax又は郵送により提出できます。）。制度開始からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

インボイスについてより詳しく知りたい方は国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトをチェック！

◇ インボイスコールセンター

0120-205-553

(インボイス制度に関する一般的(*)なご質問やご相談) (9:00～17:00 土日祝除く)

※個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方は所轄の税務署への電話（音声ガイダンス「2」を選択）により、面接日時等をご予約ください。

※本文は令和4年12月時点の法令に基づき作成しています。

特設サイト



気象災害による 農業被害への対策について



近年、台風や大雪による災害が全国で発生し、パイプハウス等農業用施設に大きな被害をもたらしています。以下の内容を参考に、被害軽減に努めていただきますようお願いします。

○技術対策

気象情報を確認しながら、早めに十分な対策に心がけましょう。

詳細については、島根県や国のホームページを参考にしてください。

○保険への加入

被害額を最小限に抑えるために、収入保険や園芸施設共済など、各種農業関連の保険への加入をご検討ください。

○被害が発生した場合のご報告

- ・気象災害による農作物や農業用施設の被害を確認されましたら、松江市農政課またはお近くの所属組合（JAやNOSAI等）へご報告ください。松江市内の被害状況を把握し、支援策を国、県に要望するために活用させていただきます。また、補助事業が実施される場合にはお知らせします。
- ・補助事業は、気象災害の発生後に策定検討されます。当該被害報告は、支援を受けられることを保障するものではありません。
- ・施設を復旧する場合、修繕を始める前に保険会社へ連絡をしておかないと支払いの対象にならないことがあります。あらかじめ相談し、手順などを確認しておきましょう。

お問い合わせ先

■ 農政課 農業経営支援係 ☎55-5232

*なお、用水路、農道、ため池等の農業用施設被害対策等は農林基盤整備課（55-5245）にお問い合わせをお願いいたします。

松江市賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。この金額はあくまで参考事例として表示していますので、これを目安に圃場条件等各種条件を考慮し、賃貸借当事者間で決めてください。

松江市農業委員会

【田（水稲、大豆等転作も含む）の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考)借賃無料のデータ数
旧松江市全域	3,700	6,000	2,000	508	141
旧鹿島町全域	4,400	6,300	1,800	60	17
旧島根町全域	8,000	8,000	8,000	4	30
旧美保関町全域	6,000	6,000	6,000	2	—
旧八雲村全域	3,200	5,000	2,000	12	68
旧玉湯町全域	5,700	8,200	3,100	9	—
旧宍道町全域	3,600	5,000	2,500	17	72
旧八束町全域	—	—	—	データなし	データなし
旧東出雲町全域	5,500	14,400	3,000	57	43
全松江市平均	3,800	—	—	—	—

【畑（普通畑）の部、樹園地含む】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考)借賃無料のデータ数
旧八束町を除く 松江市全域	4,400	5,000	2,000	65	44

【畑（花卉・薬用人参）の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考)借賃無料のデータ数
旧八束町全域	—	—	—	データなし	101

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 2 「松江市平均」の平均額は、データ数による加重平均の値です。
- * 3 賃借料を物納としている場合は含まれません。
- * 4 金額は四捨五入し、100円単位としています。
- * 5 利用状況が特殊なものは除外しています。



知って得する! 農家のための農業者年金

老後の備えとして、家族一人ひとりが準備することが大切です。
経営者だけでなく夫婦や親子で加入することをおすすめします。



加入資格 (①と②を満たす方が加入できます)

- ①年間60日以上農業に従事する方
- ②国民年金の第1号被保険者 (20歳以上60歳未満)
または 任意加入被保険者 (60歳以上65歳未満)

利用しやすくメリットが大きい制度です!

- ✓ 保険料は自由に設定、いつでも見直し可能
(月額2万円から6万7千円の間で、千円単位)
- ✓ **終身年金** (80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金)
- ✓ 少子高齢時代に強い年金 (積立方式)
- ✓ 支払った保険料は**全額社会保険料控除**の対象
- ✓ 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助がある

さらに利用しやすく制度改正されました

- ◎**35歳未満**で保険料の国庫補助対象でない方は、**月額1万円**から保険料設定ができるようになりました。
- ◎年金受給開始時期の選択肢が広がりました。
(農業者老齢年金は65歳から75歳の間で、特例付加年金は受給要件を満たせばいつでも受給開始時期を選ぶことができます)
- ◎60歳以上の方でも加入できる要件ができました。
(60歳以上65歳未満で、年金額の充実を目的として国民年金に加入していること)

詳しくは、農業委員会事務局 (☎55-5528) もしくはJAしまねくにびき地区本部金融課までお気軽にお問い合わせください。

農業委員・農地利用最適化推進委員

募 集

募集期間：令和5年2月2日(木)～令和5年3月2日(木) **必着**

募集人数：農業委員19人

農地利用最適化推進委員45人 (担当区域 (22区域) ごとに募集)

任 期：令和5年7月から3年間

応募方法：推薦 (個人・団体) と応募 (自薦) の2種類の方法があります。

応募方法の詳細については、「募集要項」をご覧ください。募集要項は、市ホームページに掲載するほか、農政課、農業委員会事務局及び各支所で配付しています。

問 合 せ：農政課、農業委員会事務局 ☎55-5528



＝ 松江市市民税課からのお知らせ ＝

トラクター・田植機・コンバイン等は
軽自動車税の申告が必要です



- トラクター、コンバイン、田植機等の農耕作業用車のうち、**座席等がついている車両**は、公道を走行しなくても、**軽自動車税の課税対象**となります。
- そのため、農耕作業用車を所有されたら、**登録の手続きが必要です**。
松江市へ申告のうえ、ナンバープレートの交付を受けて車両に取り付けてください。

お手続き方法

ナンバープレートが付いていない車両
(登録されていない車両)

市役所市民税課または各支所市民生活課で登録手続きを行ってください。
登録後、ナンバープレートをお渡しますので車両に取り付けてください。

《登録に必要なもの》
販売証明書(型式・車台番号等が記載されたもの。証明書がない場合は市民税課へご相談ください。)

4月1日時点で登録されていれば、軽自動車税が課税されます。この場合、5月中旬に軽自動車税納税通知書を送付いたします。

(年額2400円になります。)

※最高速度35km / h以上の車両は大型特殊自動車となり固定資産税(償却資産)の対象となりますので、軽自動車税の申告は必要ありません。

【お問い合わせはこちらまで】松江市役所 市民税課諸税係(22番窓口) ☎55-5154

昨今の農業を取り巻く環境は、農家の高齢化や後継者不足など問題が山積していますが、新規参入者や担い手の確保、育成を図るとともに、農地の担い手への集積や畑地化等による農地利用の最適化を推進しながら、農家の皆さんの営農意欲の向上と耕作放棄地の発生防止に努力してまいります。

新委員抱負

新任委員紹介

令和4年7月から古藤俊光さんが新たに農業委員に就任されました



農業委員【本庄地区】古藤 俊光

購読始めてみませんか。

全国農業新聞は、農業専門誌です。営農とくらしに役立つ情報を皆様にお届けします。

◆月4回金曜日発行 ◆購読料/月額700円

お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎55-5224



令和4年度
情報委員会

委員長	青砥芳美
副委員長	岸本定朝
委員	石倉由美子
委員	足立裕子
委員	松本喜次
委員	永江りえ